

司法書士

～海の日特別公開講座～

これだけ聞けば改正情報漏れなし！

民法改正はいつ出題される！？いくつ変わる！？どう変わる！？

債権法改正より前に施行？相続法改正の全貌に迫る！

LEC 東京リーガルマインド



0 001921 184763

SU18476

改正の現状と本試験への影響

講師 森山和正

1 成年年齢の改正

(1) 内容

第 4 条（改正後） 年齢 18 歳をもって，成年とする。	第 4 条（改正前） 年齢 20 歳をもって，成年とする。
第 731 条（改正後） 婚姻は，18 歳にならなければ，することができない。	第 731 条（改正前） 男は，18 歳に，女は，16 歳にならなければ，婚姻をすることができない。
第 737 条（改正後） 削除	第 737 条（改正前） 1 項 未成年の子が婚姻をするには，父母の同意を得なければならない。 2 項 父母の一方が同意しないときは，他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき，死亡したとき，又はその意思を表示することができないときも，同様とする。

第 753 条（改正後） 削除	第 753 条（改正前） 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。
--------------------	---

第 792 条（改正後） 20 歳に達した者は、養子をすることができる。	第 792 条（改正前） 成年に達した者は、養子をすることができる。
---	---------------------------------------

（2）成立・公布

平成 30 年（2018 年）6 月 13 日成立

平成 30 年（2018 年）6 月 20 日公布

（3）施行日

平成 34 年（2022 年）4 月 1 日

2 債権関係改正

（1）内容

- ・ 錯誤の効果を無効から取消とする変更
- ・ 消滅時効の期間の変更，職業別の短期消滅時効の廃止
- ・ 債権者代位権・詐害行為取消権についての全体的な規定の見直し
- ・ 契約の解除について，債務者の帰責事由を不要とすること
- ・ 個人保証について保証人の保護を図るための改正
- ・ 定型約款に関する規定の新設

など多岐に渡る

(2) 成立・公布

平成 29 年（2017 年）5 月 26 日成立

平成 29 年（2017 年）6 月 2 日公布

(3) 施行日

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日

3 相続法改正

(1) 内容

- ①配偶者の居住の権利
- ②遺産分割に関する見直し
- ③遺言制度に関する見直し
- ④遺留分制度の見直し
- ⑤相続の効力に関する見直し
- ⑥特別の寄与

(2) 成立・公布

平成 30 年（2018 年）7 月 6 日成立

平成 30 年（2018 年）7 月 13 日公布

(3) 施行日

原則

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

→平成 31 年（2019 年）4 月 1 日が有力

例外

①自筆証書遺言の目録に関する特則

公布の日から起算して6ヶ月を経過した日（平成31年（2019年）1月13日）

②配偶者の居住に関する権利・自筆証書遺言保管法

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

③998条, 1000条, 1025条

平成32年（2020年）4月1日

→これらは、債権関係の改正に合わせた改正であるので、債権関係の改正が施行される日に同時に施行される。

4 供託規則

(1) 内容

登記された法人がオンラインによる供託申請をする場合（供託規則第38条第1号の規定による供託をする場合）において、当該法人の会社法人等番号を申請書情報と併せて送信し、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面（供託規則第14条第1項）又は支配人その他登記のある代理人の権限を証する書面（同条第4項）の提示を要しないこととされた（供託規則第39条の2第3項）。

登記された法人がオンラインによる供託申請又は供託物払渡請求をする場合（供託規則第38条第1号の規定による供託又は第2号の規定による払渡しの請求をする場合）において、当該法人の支配人その他登記のある代理人がその者に係る電子証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第33条の8第2項）を申請書情報と併せて送信したときは、当該代理人の権限を証する書面の提示を要しないこととされた（供託規則第39条第6項, 第39条の2第2項）。

(2) 施行日

平成 30 年（2018 年） 7 月 1 日

法改正情報

【平成 31 年 相続法改正】

目 次

- 一 改正の理由
- 二 改正のポイント
- 三 旧民法との対応表
- 四 重要論点

はじめに

第 196 回通常国会において民法の一部改正が行われました。LEC では、既存テキストで民法の勉強を進められている受講生の方でも改正内容が分かるように改正点をまとめました。学習の一助となれば幸いです。

一 改正の理由

「高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行う必要がある」ことが改正の理由とされている。

二 改正のポイント

1 配偶者の居住権を保護するための方策

(1) 配偶者居住権

配偶者が相続開始のときに居住していた被相続人の財産に属した建物（居住建物）について、配偶者の居住権を長期的に保護するために、配偶者が終身又は一定期間その居住建物を無償で使用することができる法定の権利（配偶者居住権）が創設された。

(2) 配偶者短期居住権

配偶者が、被相続人の財産に属した建物（居住建物）に相続開始の時に無償で居住していた場合に、最低 6 か月間、居住建物について無償で使用することができる法定の権利が創設された。

2 遺産分割に関する見直し

(1) 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

婚姻期間が 20 年以上の夫婦間において居住用不動産の遺贈又は贈与が行われた場合には、被相続人が持戻しの免除の意思表示をしたものと推定する規定が新設された。

(2) 遺産の分割前における預貯金債権の行使等

遺産に属する預貯金債権について、①家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和（家事事件手続法の改正）し、②一定割合については、家庭裁判所の判断を経ることなく各共同相続人単独による払戻しを認める制度が創設された。

(3) 遺産の一部分割

遺産の一部分割が可能であること及び家事審判において一部分割が許容されるための要件が明確化された。

(4) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員（当該処分をした共同相続人を除く）の同意があれば、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができるものとされた。

3 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言に遺産目録を添付する場合には、この遺産目録については、自書以外の方法によって作成してよいこととする規定が新設された。

(2) 遺贈義務者の引渡義務等

遺贈義務者の引渡義務について、平成 29 年に成立した債権関係の見直しに関する「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）の贈与に関する規律の見直しを踏まえ、規律が改められた。

(3) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者の権限が明確となるように遺言執行者に関する規定が改められた。

4 遺留分制度に関する見直し

①遺留分侵害額の請求によって、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする制度が設けられ、②裁判所は、遺留分権利者から請求を受けた受遺者又は受贈者の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払いにつき期限の許与を求めることができることとされた。

5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

(1) 共同相続における権利の承継の対抗要件

相続による権利の取得について、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分の取得については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととされた。

(2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使

相続債務について、遺言によって相続分の指定がされた場合でも、相続債権者は、原則として、各共同相続人に対し、その法定相続分に応じて権利を行使することができるものとする規定が新設された。

(3) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

①遺言執行者がある場合には、それに抵触する相続人の行為は無効であるとする判例の考え方を明文化する規定を設け、②遺言の有無及び内容を知り得ない第三者の取引の安全を図るため、善意者保護規定が新設された。

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人に対して無償で療養監護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があったと認められる場合に、相続の開始後、相続人に対して寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の請求ができることとする規定が新設された。

三 旧民法との対応表

1 配偶者の居住権を保護するための方策

(1) 配偶者居住権

配偶者の一方が死亡した場合でも、他方の配偶者はそれまでに居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常である。特に、相続人である配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられることから、近年の高齢化社会の進展に伴い、配偶者の居住権を保護する必要は高まっているものと考えられる。

そこで、改正法では、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物について、配偶者の居住権を長期的に保護するため、配偶者が終身又は一定期間その居住建物を無償で使用することができる法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして配偶者居住権を取得させ、あるいは被相続人が遺言により配偶者居住権を取得させることができることとされた。

新 法	旧 法
<u>(配偶者居住権)</u> <u>1028 条</u> <u>1 項 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。</u> <u>1 号 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。</u> <u>2 号 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。</u>	なし

2 項 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

3 項 第 903 条第 4 項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得)

1029 条

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

1 号 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

2 号 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(配偶者居住権の存続期間)

1030 条

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(配偶者居住権の登記等)

1031 条

1 項 居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

2項 第 605 条の規定は配偶者居住権について、第 605 条の 4 の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。

(配偶者による使用及び収益)

1032 条

1項 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

2項 配偶者居住権は、譲渡することができない。

3項 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

4項 配偶者が第 1 項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

(居住建物の修繕等)

1033 条

1項 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

2項 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

3項 居住建物が修繕を要するとき(第 1 項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。)、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知し

なければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(居住建物の費用の負担)

1034 条

1 項 配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する。

2 項 第 583 条第 2 項の規定は、前項の通常必要費以外の費用について準用する。

(居住建物の返還等)

1035 条

1 項 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 項 第 599 条第 1 項及び第 2 項並びに第 621 条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

(使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

1036 条

第 597 条第 1 項及び第 3 項、第 600 条、第 613 条並びに第 616 条の 2 の規定は、配偶者居住権について準用する。

(2) 配偶者短期居住権

相続に伴う配偶者の居住権の保護に関しては、相続人である配偶者が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に居住していた場合には、その配偶者は、相続開始前には、被相続人の占有補助者としてその建物に居住していることになるが、被相続人の死亡によりその占有補助者としての資格を失うことになるため、このような場合に、いかにして配偶者の居住権保護を図るべきかが問題となっていた。

この点に関して、平成8年最高裁判決（最判平8.12.17）は、相続人の一人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合には、特段の事情のない限り、被相続人とその相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されるとの判断を示した。しかし、これはあくまで判例上認められたものに過ぎず、また被相続人が異なる意思表示をしていた場合等には、配偶者の居住権が短期的にも保護されない事態が生じる可能性がある。

そこで、配偶者の短期的な居住権を保護する方策が必要であり、改正法では、配偶者短期居住権として、①相続開始時に被相続人所有の建物に無償で居住していた配偶者の短期的な居住の利益を保護するため、遺産分割によりその建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、無償でその建物に住み続けることができるとされた。また、②被相続人が居住建物を第三者に遺贈した場合や、配偶者が相続放棄をした場合のように配偶者が遺産分割の当事者とならない場合においても、6か月は配偶者に無償での居住を認めることとした。

新 法	旧 法
<u>(配偶者短期居住権)</u> <u>1037 条</u> <u>1 項 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時ににおいて居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第 891 条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。</u> <u>1 号 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から 6 箇月を経過する日のいずれか遅い日</u>	なし

<u>2号 前号に掲げる場合以外の場合 第3項の申入れの日から6箇月を経過する日</u> <u>2項 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。</u> <u>3項 居住建物取得者は、第1項第1号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。</u> <u>(配偶者による使用)</u> <u>1038 条</u> <u>1項 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。</u> <u>2項 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。</u> <u>3項 配偶者が前2項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。</u> <u>(配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)</u> <u>1039 条</u> <u>配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。</u> <u>(居住建物の返還等)</u> <u>1040 条</u> <u>1項 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有</u>	
---	--

する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。 <u>2 項 第 599 条第 1 項及び第 2 項並びに第 621 条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。</u> <u>(使用貸借等の規定の準用)</u> <u>1041 条</u> <u>第 597 条第 3 項, 第 600 条, 第 616 条の 2, 第 1032 条第 2 項, 第 1033 条及び第 1034 条の規定は、配偶者短期居住権について準用する。</u>	
---	--

2 遺産分割等に関する見直し

(1) 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

現行法上、各相続人の具体的相続分を算定するに当たって、特別受益について持戻し計算を行った場合には、贈与等があっても、結局配偶者の最終的な取得額は、贈与等が無かった場合と比べても変わらないこととなる。もっとも、被相続人が特別受益の持戻し免除の意思表示をした場合には、贈与等を受けた配偶者はより多くの財産を最終的に取得することができることとなる。また、婚姻期間が 20 年を超える夫婦の一方が他方に対して居住用不動産を贈与等する場合には、通常それまでの貢献に報いるとともに、老後の生活保障を厚くする趣旨で行われるものと考えられ、遺産分割における配偶者の相続分を算定するに当たり、その価額を控除してこれを減少させる意図は有していない場合が多いものと考えられる。

そこで、本改正では、婚姻期間が 20 年以上の夫婦間において居住用不動産の贈与等が行われた場合には、配偶者が最終的に多くの財産を取得できるように、被相続人が持戻しの免除の意思表示をしたものと推定する規定を新設することとした。

新 法	旧 法
(特別受益者の相続分) 903 条 1 項 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者が	(特別受益者の相続分) 903 条 1 項 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者が

あるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、<u>第 900 条から第 902 条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。</u> 2 項 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。 3 項 被相続人が前 2 項の規定と異なった意思を表示したときは、<u>その意思に従う。</u> 4 項 <u>婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第 1 項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。</u>	あるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、<u>前 3 条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。</u> 2 項 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。 3 項 被相続人が前 2 項の規定と異なった意思を表示したときは、<u>その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。</u>
---	---

(2) 遺産の分割前における預貯金債権の行使等

平成 28 年最高裁大法廷判決（最大判平 28. 12. 19）では、預貯金債権は遺産分割の対象に含まれるとされたため、被相続人が負っていた債務の弁済や被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費の支出、葬儀費用の支払いをする事情があり、相続人の預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合には不都合が生ずるおそれがあった。

そこで、相続された預貯金債権について、一定の資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設された。

新 法	旧 法
<u>(遺産の分割前における預貯金債権の行使)</u> <u>909 条の 2</u> <u>各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に第 900 条及び第 901 条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使す</u>	なし

ることができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。	
--	--

(3) 遺産の一部分割

現行法上、遺産の一部分割が許容されているかが明確でなかった。このため一部分割の要件を明確にし、家庭裁判所が一部分割の審判をできる場合の実質的な要件を定めることとした。

新 法	旧 法
(遺産の分割の協議又は審判等) 907 条 1 項 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、<u>遺産の全部又は一部の分割</u>をすることができる。 2 項 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その<u>全部又は一部の分割</u>を家庭裁判所に請求することができる。<u>ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。</u> 3 項 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。	(遺産の分割の協議又は審判等) 907 条 1 項 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。 2 項 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。 3 項 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

(4) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

現行法上、遺産共有となった財産（898 条）については、共同相続人がその共有持分を処分することは禁じられておらず、処分がされた場合に遺産分割においてどのように処理すべきかについては明文の規定がない。遺産分割は分割の時に実際に存在する財産を分配する手続きであるという伝統的な考え方によれば、共同相続人の一人が遺産分割の前に遺産の一部を処分した場合には、遺産分割の当事者が当該処分された財産も遺産分割の対象とする旨の合意をした場合を除き、当該処分された財産を除いた遺産を基準に遺産分割をすべきこととなる。もっとも、そうすると当該処分をした者の最終的な取得額が、処分が行われなかった場合に比べて大きくなり、その反面、他の共同相続人の遺産分割における取得額が小さくなるという計算上の不公平が生じる。

そこで、この計算上生じる不都合を是正する方策が設けられた。

具体的には、①遺産分割前に遺産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意があれば、これを遺産分割の対象に含めることができることとするとともに、②共同相続人の一人又は数人が遺産分割前に処分した遺産についても、当該共同相続人以外の共同相続人全員が同意すれば、遺産分割の対象とすることができることとされた。

新 法	旧 法
<u>(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)</u> 906 条の 2 1 項 <u>遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。</u> 2 項 <u>前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。</u>	なし

3 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言の利用は年々増加しているものと考えられるが、現行法の下では全文を自書することが要求されており、高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴うものであった。

そこで、改正法では自書でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できることとされた。

新 法	旧 法
(自筆証書遺言) 968 条 1 項 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。 2 項 <u>前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第 997 条第 1 項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、</u>	(自筆証書遺言) 968 条 1 項 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を持さなければならない。 <u>3項 自筆証書（前項の目録を含む。）</u> 中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。	2項 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。
--	--

(2) 遺贈義務者の引渡義務等

本改正は、平成 29 年改正民法の贈与に関する規律の見直しを踏まえ、遺贈の無償性を考慮して、遺贈の目的となる物又は権利が相続財産に属するものであった場合には、遺贈義務者は原則として、その物又は権利を相続が開始した時の状態で引き渡し、又は移転する義務を負うこととするものである。

新 法	旧 法
<u>(遺贈義務者の引渡義務)</u> <u>998 条</u> 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあっては、その特定した時）の状態で引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、<u>遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。</u> <u>1000 条 削除</u>	(不特定物の遺贈義務者の担保責任) 998 条 1項 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。 2項 不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。 (第三者の権利の目的である財産の遺贈) 1000 条 遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時ににおいて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。

(3) 遺言執行者の権限の明確化

現行法上、遺言執行者の法的地位については「相続人の代理人とみなす」（1015 条）とする規定があるのみで、遺言執行者の法的地位が規定上必ずしも明確になっていないため、遺言者の意思と相続人の利益が対立する場合に、遺言執行者と相続人の間でトラブルが生じることがある。そこで、改正法では遺言執行者の一般的な権限や、個別の類型における権限の内容が明らかとなるように改められた。

新 法	旧 法
(遺言執行者の任務の開始) 1007 条 1 項 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。 <u>2 項 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。</u>	(遺言執行者の任務の開始) 1007 条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。
(遺言執行者の権利義務) 1012 条 1 項 遺言執行者は、<u>遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。</u> <u>2 項 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。</u> 3 項 第 644 条から第 647 条まで及び第 650 条の規定は、遺言執行者について準用する。	(遺言執行者の権利義務) 1012 条 1 項 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。 2 項 第 644 条から第 647 条まで及び第 650 条の規定は、遺言執行者について準用する。
(遺言の執行の妨害行為の禁止) 1013 条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。 <u>2 項 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</u> <u>3 項 前 2 項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。</u>	(遺言の執行の妨害行為の禁止) 1013 条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
(特定財産に関する遺言の執行) 1014 条 1 項 前 3 条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。 <u>2 項 遺産の分割の方法の指定として遺産</u>	(特定財産に関する遺言の執行) 1014 条 前 3 条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

<u>に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。</u> <u>3 項 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。</u> <u>4 項 前 2 項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。</u>	
<u>（遺言執行者の行為の効果）</u> <u>1015 条</u> <u>遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。</u>	（遺言執行者の地位） 1015 条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。
<u>（遺言執行者の復任権）</u> <u>1016 条</u> <u>1 項 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。</u> <u>2 項 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。</u>	（遺言執行者の復任権） 1016 条 1 項 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし 遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。 2 項 遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第 105 条に規定する責任を負う。

4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、①遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権（遺留分侵害請求権）が生ずるものとする制度を設けるとともに、②受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部につき裁判所が期限を許与することができることとされた。なお、これにより、従来の「遺留分減殺請求権」という名称は「遺留分侵害請求権」に改められた。

新 法	旧 法
（遺留分の帰属及びその割合） 1042 条 1 項 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、<u>次条第 1 項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額</u>を受ける。 1 号 直系尊属のみが相続人である場合 3 分の 1 2 号 前号に掲げる場合以外の場合 2 分の 1 2 項 <u>相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第 900 条及び 901 条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。</u> <u>（遺留分を算定するための財産の価額）</u> 1043 条 <u>遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。</u> 2 項 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。 1044 条 1 項 贈与は、相続開始前の 1 年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加	（遺留分の帰属及びその割合） 1028 条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。 1 号 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の 3 分の 1 2 号 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の 2 分の 1 （遺留分の算定） 1029 条 1 項 遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。 2 項 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。 1030 条 贈与は、相続開始前の 1 年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1 年前の

えることを知って贈与をしたときは、1 年前の日より前にしたものについても、同様とする。 <u>2 項 第 904 条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。</u> <u>3 項 相続人に対する贈与についての第 1 項の規定の適用については、同項中「1 年」とあるのは「10 年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）』とする。</u> (削除) (削除) (削除) (削除)	日より前にしたものについても、同様とする。 (遺贈又は贈与の減殺請求) 1031 条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。 (条件付権利等の贈与又は遺贈の一部の減殺) 1032 条 条件付の権利又は存続期間の不確定な権利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第 1029 条第 2 項の規定により定めた価格に従い、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。 (贈与と遺贈の減殺の順序) 1033 条 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。 (遺贈の減殺の割合) 1034 条 遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の
---	--

	意思を表示したときは、その意思に従う。 (贈与の減殺の順序) 1035 条 贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。
(削除)	
(削除)	(受贈者による果実の返還) 1036 条 受贈者は、その返還すべき財産のほか、減殺の請求があった日以後の果実を返還しなければならない。
(削除)	
(削除)	(受贈者の無資力による損失の負担) 1037 条 減殺を受けるべき受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。
(削除)	
(削除)	(負担付贈与の減殺請求) 1038 条 負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。
	(不相当な対価による有償行為) 1039 条 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。
<u>1045 条</u> <u>1 項 負担付贈与がされた場合における第 1043 条第 1 項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。</u> <u>2 項 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。</u>	なし

(遺留分侵害額の請求) <u>1046 条</u> <u>1 項 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受遺者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。</u> <u>2 項 遺留分侵害額は、第 1042 条の規定による遺留分から第 1 号及び第 2 号に掲げる額を控除し、これに第 3 号に掲げる額を加算して算定する。</u> <u>1 号 遺留分権利者が受けた遺贈又は第 903 条第 1 項に規定する贈与の価額</u> <u>2 号 第 900 条から第 902 条まで、第 903 条及び第 904 条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額</u> <u>3 号 被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務のうち、第 899 条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第 3 項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額</u> (受遺者又は受贈者の負担額) <u>1047 条</u> <u>1 項 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第 1042 条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。</u> <u>1 号 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。</u>	なし
---	-----------

<u>2号 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。</u> <u>3号 受贈者が複数あるとき（前号に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。</u> <u>2項 第904条、第1043条第2項及び第1045条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。</u> <u>3項 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。</u> <u>4項 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。</u> <u>5項 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。</u> （削除）	（受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等） 1040 条 1 項 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の時において遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。 2 項 前項の規定は、受贈者が贈与の目的に
--	---

(削除)	つき権利を設定した場合について準用する。 (遺留分権利者に対する価額による弁償) 1041 条 1 項 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。 2 項 前項の規定は、前条第 1 項ただし書の場合について準用する。
(遺留分侵害額請求権の期間の制限) 1048 条 <u>遺留分侵害額</u>の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び<u>遺留分を侵害する</u>贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から 10 年を経過したときも、同様とする。 (削除)	(減殺請求権の期間の制限) 1042 条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から 10 年を経過したときも、同様とする。 (代襲相続及び相続分の規定の準用) 1044 条 第 887 条第 2 項及び 3 項、第 900 条、第 901 条、第 903 条並びに第 904 条の規定は、遺留分について準用する。

5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

(1) 共同相続における権利の承継の対抗要件

現行法上、遺言による財産処分の方法としては、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈等がある。しかし、これらの方法により財産処分がされた場合に、第三者との関係でどのような法的効果が生ずるかは規定上必ずしも明確ではない。

そこで、本改正では遺言の有無及び内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、法定相続分を超える部分の取得については、登記その他の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととされた。

また、この権利が債権である場合は、この債権を承継した共同相続人が債権に係る遺言の内容を明らかにして債務者にその旨の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、共同相続における権利の承継の対抗要件規定を適用することとしている。

新 法	旧 法
<u>(共同相続における権利の承継の対抗要件)</u> <u>899 条の 2</u> <u>1 項 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第 901 条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。</u> <u>2 項 前項の権利が債権である場合において、次条及び 901 条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあつては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにしてその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。</u>	なし

(2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使

遺言で相続分の指定がされた場合には、その指定された相続分に応じた義務の承継がされることとなるが(899 条)、現行法上は、相続債務についても積極財産と同じ割合で承継されるようにも読める(902 条)。この点について判例は、相続債務の承継割合についてまで遺言者にこれを変更する権限を認めるのは相当でないとして、相続分の指定等がされた場合でも、相続人は原則として法定相続分に応じて相続債務を承継するとの考え方を採っている。そこで、本改正は、現行の判例の考え方を明文化して、義務の承継に関する規律を明確にする規定を新設した。

新 法	旧 法
<u>(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)</u> <u>902 条の 2</u> <u>被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第 900 条及び第 901 条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同</u>	なし

<u>相続人の一人に対してその指定された相続分に 応じた債務の承継を承認したときは、この 限りでない。</u>	
--	--

(3) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

民法 1013 条は「遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない」と規定しているが、判例（大判昭 5.6.16）によれば、相続人がこれに違反する行為をした場合の効果を絶対無効であるとしている。一方で、判例（最判昭 39.3.6）は遺言者が不動産を第三者に遺贈して死亡した後に、相続人の債権者が当該不動産の差押えをした事案について、受遺者と相続人の債権者は対抗関係に立つとしている。これらの判例の考え方によると、例えば遺贈がされた場合については、遺言執行者があれば遺贈が絶対的に優先し、対抗関係は生じないのに対して、遺言執行者がなければ対抗関係に立つこととなるが、この点については遺言の存否及び内容を知り得ない第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれがある。

本改正により、遺言の有無及び内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、遺言執行者がある場合に相続人がした相続財産の処分その他遺言執行を妨げる行為の効力が見直されることとなった。

具体的には、①遺言執行者がある場合に、それに抵触する相続人の行為は無効とする判例の考え方を明文化するとともに、②遺言の有無及び内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、善意者保護規定が設けられた。

新 法	旧 法
(遺言の執行の妨害行為の禁止) 1013 条 1 項 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。 <u>2 項 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</u> <u>3 項 前 2 項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。</u>	(遺言の執行の妨害行為の禁止) 1013 条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

現行法上、寄与分は相続人にのみ認められているため、例えば相続人の妻が被相続人（夫の父）の療養監護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した場合であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、何らかの財産の分配を請求することはできないこととなっている。しかし、これでは、療養監護を全く行わなかった相続人が遺産の分配を受ける一方で、実際に療養監護に努めた者が相続人でないという理

由でその分配に与れないことについては、不公平感がある。

そこで、相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養監護等を行ったことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があったと認められる場合には、相続人に対して金銭（特別寄与料）請求をすることができるようになった。

新 法	旧 法
<u>1050 条</u> <u>1 項 被相続人に対して無償で療養監護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第 891 条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。</u> <u>2 項 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から 6 箇月を経過したとき、又は相続開始の時から 1 年を経過したときは、この限りでない。</u> <u>3 項 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。</u> <u>4 項 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。</u> <u>5 項 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第 900 条から 902 条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。</u>	なし

四 重要論点

1 共同相続における権利の承継の対抗要件 「相続させる」旨の遺言

従来、判例により特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り遺産分割方法の指定の一場合であり、何らの行為を要せず、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるとされていた（最判平 3.4.19）。他方、判例は遺贈による不動産の取得については、登記をしなければこれを第三者に対抗することができないとしていた。

これらの判例は、相続分の指定や遺産分割方法の指定は、相続を原因とする包括承継であるため 177 条の第三者に当たらないが、遺贈は意思表示による物権変動であり特定承継であることから、177 条の第三者に当たると解しているものと思われる。

しかし、改正法 899 条の 2 第 1 項により、相続分を超える部分については対抗要件を備えない限り、第三者に対抗することができないこととされた。したがって、「相続させる」旨の遺言がなされた場合に、相続分を超える部分については登記を具備しない限り第三者に対抗することができなくなった。

従来の判例の考え方では、相続人はいつまでも登記なくして第三者にその所有権を対抗することができることになりかねず、法定相続分による権利の承継があったと信じた第三者が不測の損害を被るなど、取引の安全を害するおそれがあり、ひいては登記制度に対する信頼が損なわれるおそれが生じるためである。

2 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果

最判昭 62.4.23 は、遺言執行者がある場合に、相続人が遺贈の目的不動産を第三者に譲渡しその登記をした場合において、相続人の処分は無効であり、受遺者は遺贈による目的物の所有権取得を登記なくして第三者に対抗できるとした。

しかし、改正法 1013 条 2 項により、遺言の有無及び内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、遺言執行者がある場合に相続人がした相続財産の処分その他遺言執行を妨げる行為は善意の第三者には対抗できないこととされた。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU18476